

社会福祉法人幸真会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸真会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、役員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額で評議員会において決定する。

2 非常勤理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1の「理事会の出席等」により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

4 交通費は、別紙1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、社会福祉法人幸真会職員給与規程第3条（給与の計算期間及び支払等）に準じる

2 非常勤の役員等に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。

4 常勤の理事に対する報酬等は、別表1に定める額から、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

5 非常勤の役員等に対する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を別表1

に定める額に上乗せしてから控除し、表示どおりの金額を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

役 職	業 務	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長（月額）	理事長職務の全て	800,000円	旅費規程に準 じる	常勤勤務
常勤理事（月額）	職員としての役職 による	職員としての給与 等		常勤の理事の みでは支給し ない。
非常勤理事（日額）	理事会の出席等	10,000円	無	
監事（日額）	監査指導の為の前 日資料配布（財務）	10,000円	無	税理士または 公認会計士の 資格有する者
監事（日額）	監査指導（当日）	10,000円	無	
監事（日額）	理事会または評議 員会の出席等	10,000円	無	理事会と評議 員会が同一日 に開催される 場合は、2つの 出席を合わせ て左記報酬等 とする。
監事（日額）	評議員選任解任委 員会の出席	無	旅費規程に準 じる	
評議員（日額）	評議員会の出席等	10,000円	無	
評議員（日額）	入所判定会議の出 席等	無	旅費規程に準 じる	